

著作権法 22 条の「公の演奏」について

著作権法 22 条の「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として上演し、又は演奏する」（公の演奏）に当たるかどうかは、数多くの判例において以下の考え方によって判断されています。

<考え方>

■ 「公の演奏」と利用主体

「公の演奏」に当たるかどうかは、音楽著作物の利用主体との関係で判断されます。

■ 利用主体は社会的、経済的側面を含めて判断

音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、著作物の利用が社会的、経済的側面を持つ行為である以上、物理的、自然的な側面だけではなく、著作物利用に対する「管理・支配」、「利益の帰属」といった社会的、経済的側面を含めて総合的に観察する必要があります。

■ 「公衆」の意義

著作権法における「公衆」には「特定少数」は含まれません（著作権法 2 条 5 項）が、それ以外（不特定および特定多数）は「公衆」に当たります。したがって、カラオケボックスの個室で客が一人で歌う場合も、利用主体であるカラオケボックス事業者との関係では、当該顧客は不特定であり、そのような顧客を全体としてみると多数の者でもあるから「公の演奏」に該当すると判断されています。

<主要な参考判例>

- ・ [最判昭 63・3・15 民集 42 卷 3 号 199 頁（クラブ・キャッツアイ事件最高裁判決）](#)
- ・ [東京高判平 11・7・13 判時 1696 号 137 頁（ビッグエコー事件控訴審判決・確定）](#)
- ・ [名古屋高判平 16・3・4 判時 1870 号 123 頁（ダンス教授所事件控訴審判決・確定）](#)
- ・ [最判平 23・1・18 民集 65 卷 1 号 121 頁（まねき TV 事件最高裁判決）](#)
- ・ [最判平 23・1・20 民集 65 卷 1 号 399 頁（ロクラク II 事件最高裁判決）](#)